事業番号 新29 - 0001

平成28年度行政 					<u> </u>	事業レ	<u> </u>	<u>ーシート</u>	(厚生5	<u> </u>)			
事業名 医療広告		を広告等の監視強化事業 				担当音	『局庁	医政局				作成責任者				
事業				終了 ②)年度 終了予定なし		担当	課室	総務課	総務課			課長:中村	博治			
会	:計区分	区分 一般会計														
根拠法令 (具体的な 条項も記載)		医療法第6条の5、第6条の6、第6条の7、第6条の8						8 関係する計画、通知等		医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)について(平成19年3月30日付け医政発第0330014号) 医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)について(依頼)(平成24年9月28日付け医政発0928第1号) 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定) 美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議(平成27年7月)等						
主要i	政策∙施策	_	_					主要経費 その他の事項経費								
(目排 潔に。	業の目的 指す姿を簡 3行程度以 内)	いこと	から、医療 することで	機関のホーム 、国民が適切	ページ等に医療機	のウェブサイトの 関及び提供され	の適正 1る医 ⁹	化が求めら 療を選択する	れている ることが ⁻	。ウェブサイトの できるようにする	D監視(ことを	本制の語	強化により、医 ナる。	養業等に係る 情	销費者の割合が高 情報提供の適正化	
事業概要 (5行程度以内。 別添可)		体制を 自主的	医療機関のホームページ等のウェブサイトの適正化が求められていることから、ネットパトロールの実施により、医業等に係るウェブサイト上の広告等の監視体制を強化し、不適切な記載を認めた場合、当該広告等の実施主体、プロバイダー等に対し、ガイドラインについて周知するとともに、不適切な記載について自主的な見直しを行うよう通知し、一定期間経過後、当該ウェブサイトの記載内容に変更が認められない場合、医療機関を所管する自治体に対し情報提供を実施、自治体における相談・指導状況等の実態調査を行う。													
実施方法 委託·請負																
		当		初予算	25年度			26年度 - - - -		27年度 -	27年度 -		28年度 - - - -		29年度要求	
	·算額 ·	予算の状	つ状 翌年度へ過越し			- - -				- - -						
	执行額 立:百万円)	Ⅱ況				_		_		_	-		_			
				計		0		0		0			0		42	
		執行額			-		-		_							
		執行率(%)		-		-		_	-							
		定量的な成果目標		成果指標				単位	25年度	264	丰度	27年度	中間目標	目標最終年度		
	目標及び成 果実績	不適切なウェブサイト等の 適正化		不適切なウェブサイト等に 関する自治体等への情報 提供件数		生に	成果実績		-	_	-	-	-	-		
(ア	ウトカム)						目標値		_		-	_	-	_		
							達成度	%	-	·	_	-	-	-		
 活動打	指標及び活	活動			指標	指標			単位	25年度	26숙	F度	27年度	28年	度活動見込	
重	助実績 クトプット)	医療機関のウェブサイト等の確認・チェック件数						活動実績当初見込み	件	-		-	-		_	
		 						1/3552247	単位	25年度	26호	丰度	27年度	28年		
単作	単位当たり		THINK.					単位当たり	_	_		_	_	_	_	
:	コスト	単位当た X(執行額)/Y(医療機関の			•	•		計算式	/	_	_	_	_	_	_	
平	歳出			28年度当初	当初予算 29年度要求											
訳 2	保健福祉調				42											
訳(単位:百万円)平成28・29年度予																
円及																
算内		計		0	0 42											

政策 ||施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策名:日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 政 中間目標 目標年度 評 定量的指標 単位 25年度 26年度 27年度 年度 年度 価 実績値 標 済 目標値 財 本事業の成果と上位施策・測定指標との関係 政 再生ア 本事業を実施することにより、国民が適切に医療機関及び提供される医療を選択することができ、良質かつ適切な医療を提供することができる体制 の確保をより一層促進できる。 ク シ 改革 3 分野: 項目 計画開始時 中間目標 目標最終年度 KPI 単位 27年度 28年度 プ (第一階層) 年度 年度 年度 第 K シ経 グラム ョ済 成果実績 階層 目標値 プ政 口再 の 達成度 % 関係 グ生 本事業の成果と改革項目・KPIとの関係 ラ 厶 事業所管部局による点検・改善 評価 目 評価に関する説明 美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続けて 国 おり、医療機関のウェブサイトの適正化は、国民のニーズに |事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。 Ο 費投 合致している。 ウェブサイトについては、地域を超えた対応を要するなど、 入 地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。 0 地方自治体の対応が困難な事例があるため、国として積極 の 的に対応する必要がある。 必 要 政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い |不適切なウェブサイトの改善を行うことは、国民が適切な医 性 0 事業か。 療を選択する趣旨から、優先度の高い事業である。 競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 ・般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、 無 -者応札又は一者応募となったものはないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。 無 業 の |受益者との負担関係は妥当であるか。 効 単位当たりコスト等の水準は妥当か。 資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。 |費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。 |不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載) その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。 ■成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。 事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果 の ▋的あるいは低コストで実施できているか。 有 |活動実績は見込みに見合ったものであるか。 性 ■整備された施設や成果物は十分に活用されているか。 関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役 |割分担の具体的な内容を各事業の右に記載) 事業 所管府省 · 部局名 事業番号 事業名 点検結果 改善の

方向性

		外部有識者の所見									
点検対象外											
	行政事業レビュー推進チームの所見										
	事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、特段	は問題ない。									
	所見を踏まえ <i>た</i>	こ改善点/概算要求における	反映状況								
		備考									
		過去のレビューシートの事業: T		11							
平成22年度		-	平成24年度 -								
平成25年度	平成26年度	<u> </u> -	平成27年度 -								

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。 ※執行実績がないため、平成29年度執行のイメージ 厚生労働省 42百万円 ウェブサイトの監視体制の強化により、医業等に係 る情報提供の適正化を推進することで、国民が適 切に医療機関及び提供される医療を選択すること ができるようにすることを目的とする。 【公募】 公募選定事業者(未定) 42百万円 **資金の流れ** (資金の受け取 り先が何を行っ ているかについ て補足する) (単位:百万 円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使が分かるように記載する。また。		A.		B.				
おいてブロックご	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)		
が支出されている								
する。費目と使途								
分かるように記								
載)								
	計		0	計		0		

支出先上位10者リスト

支 出 先	法人番号	業務概要	支 出 額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1 -	_	_	_	-	_	_	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

				7.7.1	±π 4 4 - \$\dagger		入札者数		一者応札・一者応募又は
	ブロック 名	契 約 先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	(応募者 数)	落札率	競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	_	-	-	-	-	-